

山 迫川上流

みどり
水土里ネット
広報No.11

(迫川上流土地改良区)

平成30年12月1日 発行



左から宮城県北部地方振興事務所長、真坂土地改良区理事長、迫川上流土地改良区理事長、栗原市長、登米市長、一関市長（代理 副市長）〔関連記事は11頁に掲載〕

主な内容

- | | |
|---------------------|-------------------------|
| ○ごあいさつ……………2 | ○平成29年度事業報告……………6～8 |
| ○第23回総代会提出議案……………3 | ○平成30年度事業計画……………8～9 |
| ○平成29年度財務状況……………4～5 | ○国営造成施設管理体制整備促進事業…10～11 |
| ○平成29年度財産目録……………5 | ○土地改良区からのお願いとお知らせ…12～16 |

●発行・編集／水土里ネット迫川上流（迫川上流土地改良区） ●印刷／有限会社及川印刷
●所在地／〒989-5171 宮城県栗原市金成沢辺町沖205番地
●TEL／0228(24)7643 ●FAX／0228(42)3503
●組合員数／7,271名 ●地区面積／10,263ha（平成30年3月31日現在）
●E-Mail／jouryu@hakuue.jp ●ホームページ／<http://www.hakuue.jp>



ごあいさつ

追川上流土地改良区

理事長 菅原 義幸



組合員皆様におかれましては、ご健勝のこととご推察申し上げます。また、日頃より当土地改良区運営、事業推進に対しましてご理解とご協力を賜り心より御礼申し上げます。

今年は、日本列島が観測史上希に見る猛暑を記録し、逆送台風など異例の進路を辿った台風12号が発生したりと、7月まで水不足に悩まされ番水制を余儀なくされました。

8月になってからは異例の9つの台風が発生し、恵みの雨となり管内の水不足は解消されました。その後も台風は発生し続け、西日本各地で記録的な集中豪雨に見舞われた方々や、北海道の地震被災された方々にお見舞い申し上げ、復興を願っております。稲刈りの時期も、雨により作業が大変でしたが作況は平年並みということで安堵しているところです。

さて、平成30年度から米をめぐる環境が大きな転換期を迎えました。米の直接支払交付金の廃止、国による生産調整の廃止、そうした中で米の市場原理が進み、産地間競争がより激しくなっていくものと思います。また、土地改良区のあり方の議論や土地改良法の改正など農村構造の変化を的確に反映されるように土地改良区の運営体制強化等が求められております。そうした状況を踏まえ、土地改良は日本農業の命綱という想いのもと、全国土地改良大会宮城大会が10月16日にグランディ21（宮城県総合運動公園）を会場に開催され、全国から6,040人の参加があり、当土地改良区からも92人が参加いたしました。

また、真坂土地改良区との合併につきましては、5月23日に合併予備契約調印式を挙行し、8月30日の総代会議案である合併承認を経て、11月30日付けで東北農政局長より合併認可をいただきました。改めて関係機関、関係組合員に感謝を申し上げます。

そして、当土地改良区で推進しているほ場整備事業ですが、沼田・八木地区、大目地区、稲屋敷・袋地区、上沼地区、来年度の事業採択を目指している津久毛地区、現在調査事業中の上畑岡地区と、概算で920ha、組合員数は1,000人程です。今年度の面工事は2地区で50haと順調に計画が進んでおります。事業主体の宮城県と情報を共有しながら、早期の事業完了を目指し進めてまいります。

土地改良区の業務運営につきましては、この広報に財務報告、事業報告等を記載しております。施設の経年劣化が進み豪雨災害の増加や台風等の自然災害のリスクが高まってきているなか、各関係機関との連携を密にし、農業水利施設の点検や修理・改修に努め、防災減災に役職員一丸となり、今後も取り組んで参りますので組合員皆様方のご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

まもなく新しい年を迎えるにあたり、皆様方の益々のご発展とご繁栄、ご多幸をお祈り申し上げ、挨拶と致します。

第23回総代会開催

平成30年8月30日(木)午前9時
30分から第23回総代会が栗原市若柳
「ドリーム・パル」において開催されま
した。

総代９０名中７２名出席のもと、来賓に栗原市農林振興部より熊谷武浩農村整備課長の出席を頂き、議長には栗原市栗駒地区の遠藤盛樹氏が選出され、執行部から提案された５４案件の議案内容が慎重審議され、全て原案通り承認可決されました。



【採決の様子】



【理事長挨拶】



【遠藤盛樹議長
(栗駒地区)】



【質問する
斎藤房郎総代】

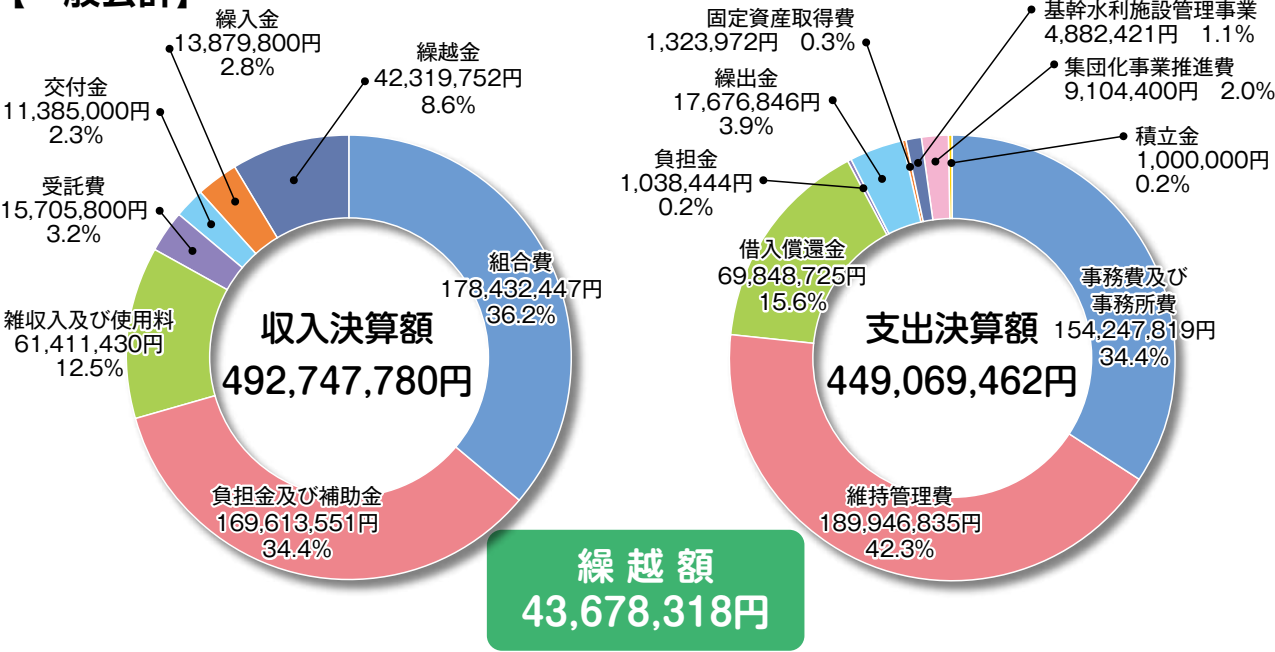
第23回 総代会提出議案

[illegible]

平成 29 年度 財 務 状 況

迫川上流土地改良区規約第 47 条の規定に基づき平成 29 年度の財務状況を公表いたします。

【一般会計】



【その他特別会計】

(単位：円)

会計名		石 越	金生地区 維持管理	沢辺地区 維持管理	沖富地区 沖 県	沖富地区 ほ予り金	西 向	沼田・八木地区 農業競争力強化基盤	大目地区 農業競争力強化基盤
収入 決 算 額	組 合 費	80,493,922	5,012,673	1,487,328	2,880,757		3,239,466	1,207,616	657,301
	補 助 金	1,240,000						1,000,000	1,000,000
	交 付 金	3,888,000							
	受 託 費	4,755,400						2,514,240	1,584,360
	負 担 金						516,471	150,000	150,000
	雑収入及び使用料	2,775,841	2,247	18	1,668,992	34,163	22,029	5,968,179	12
	区債及び借入金							31,908,000	9,300,000
	換 地 交 付 金				177,664,410				
	換 地 清 算 金				177,684,418				
	繰 入 金	4,043,000	620,000	280,000	2,157,376				
支出 決 算 額	繰 越 金	8,078,236	3,104,498	1,383,249	2,150,450	177,591,613	1,649,211	433,813	
	合 計	105,274,399	8,739,418	3,150,595	364,206,403	177,625,776	5,427,177	43,181,848	12,691,673
	事 務 費	36,722			531,019		756	823,419	311,499
	維 持 管 理 費	55,485,720	6,682,034	996,510	545,103		86,400		
	借 入 償 還 金	38,692,066			1,924,588		3,880,000	14,160	
	分担金及び負担金	150,000						31,908,000	9,300,000
	換 地 業 務 費				1,669,225			8,603,654	1,769,644
	換 地 清 算 金				177,664,418	175,468,400			
	換 地 交 付 金				177,684,410				
	農業経営高度化 支援事業推進費							1,000,000	1,000,000
翌年度へ繰越し	積 立 金	0	500,000		2,157,376				
	繰 出 金					2,157,376			
	予 備 費	0	0	0	0		0	0	0
	合 計	94,364,508	7,182,034	996,510	362,176,139	177,625,776	3,967,156	42,349,233	12,381,143
翌年度へ繰越し		10,909,891	1,557,384	2,154,085	2,030,264	0	1,460,021	832,615	310,530

【その他特別会計】

(単位：円)

項目	会計名	宮野地区 維持管理	下畑岡地区 維持管理	尾松第1地区 維持管理	尾松第2地区 維持管理	渡丸地区 維持管理	栗原地区 維持管理	荒砥沢所
収入 決算額	組 合 費	1,303,821	8,932,208		463,359	1,625,845		
	発 電 収 入							61,457,614
	雑収入及び使用料	172,289	56	6,201	4	24,014	10,219	647
	繰 入 金		1,220,000		0			
	繰 越 金	1,375,718	2,703,622	2,300,775	775,298	910,346	1,665,660	41,335,705
	合 計	2,851,828	12,855,886	2,306,976	1,238,661	2,560,205	1,675,879	102,793,966
支出 決算額	事 務 費	52,756	38,280	42,432	37,972	45,756	42,756	2,078,575
	維持管理費	792,734	9,709,888	185,760	627,200	852,506	2,080	18,845,861
	積 立 金		223,000			500,000		15,000,000
	繰 出 金							3,679,800
	予 備 費	0	0	0	0	0	0	0
	合 計	845,490	9,971,168	228,192	665,172	1,398,262	44,836	39,604,236
翌年度へ繰越し		2,006,338	2,884,718	2,078,784	573,489	1,161,943	1,631,043	63,189,730

(単位：円)

項目	会計名	新田地区 維持管理	杭ヶ浦地区 維持管理	償 還 金 積 立	決 済 金 積 立	職 員 退 職 立 給 与 積 立	国 営 施 設 補 償 金
収入 決算額	組 合 費	3,195,248	1,816,190				
	積 立 金 収 入			9,797,922			
	決 済 金				525,089		
	雑 収 入	15,760	15	67	6	8,714	4
	繰 入 金		220,000			11,326,846	
	繰 越 金	1,316,657	1,356,947	10,047,194	732,721	121,620,626	452,895
	合 計	4,527,665	3,393,152	19,845,183	1,257,816	132,956,186	452,899
支出 決算額	維持管理費	2,906,958	1,877,732				
	繰 出 金			9,500,000	733,000		
	補 償 金						0
	積 立 金		252,000				
	予 備 費	0	0	0	0	0	
	合 計	2,906,958	2,129,732	9,500,000	733,000	0	0
翌年度へ繰越し		1,620,707	1,263,420	10,345,183	524,816	132,956,186	452,899

平成 29 年度 財 産 目 録

【資産の部】

(単位：円)

項 目	金 額
1. 流動資産	146,204,766
① 現金及び預金	139,343,280
② 未収賦課金	3,261,486
③ 未収補助金	3,600,000
2. 固定資産	64,623,387
① 有形固定資産	61,725,759
② 無形固定資産	2,897,628
3. その他固定資産	449,652,834
① 基本財産	299,584,630
② 特定資産	150,068,204
資 産 合 計	660,480,987

【負債の部】

(単位：円)

項 目	金 額
1. 流動負債	7,365,600
① 未払金	7,365,600
2. 固定負債	617,701,105
(1) 公庫資金等長期借入金	604,361,831
① 県営かんがい排水事業費借入金 3 事業地区分	396,428,617
② 県営ほ場整備事業費借入金 7 事業地区分	207,933,214
(2) その他の長期借入金	13,339,274
① 県営かんがい排水事業費借入金 2 事業地区分	13,339,274
負 債 合 計	625,066,705

平成29年度事業報告

第1. 組員及び地区面積

組員数 7,271名

地区面積 102,635,961.14㎡

第2. 事業の状況

1 施設維持管理の状況

●土地改良施設維持管理適正化事業

土地改良施設維持管理適正化事業とは、ポンプ、モーターのオーバーホール、ゲート等の塗装、機械等の部品の取り替えなど、数年に一度行う施設の整備補修に要する経費に対し助成される事業で、一般的な補助事業と異なる点は、事前に事業に加入し整備補修に必要な費用の一定額を、拠出金として毎年全国土地改良事業団体連合会に拠出することで、土地改良区が助成を受ける制度です。

工 事 名	事 業 費	工 事 場 所	工 事 内 容
熊川揚水機場整備補修工事	3,888,000円	栗原市金成地内	φ350mm×22kw水中ポンプ整備補修 N=1式
畑岡揚水機場整備補修工事	10,152,000円	栗原市若柳地内	φ500mm立軸斜流ポンプ整備補修 N=1式
寺山揚水機場整備補修工事	4,212,000円	登米市石越町地内	φ200mm×11kw水中ポンプ整備補修 N=1式
設計書作成業務	723,600円	上記3地区	工事実施設計書作成 N=1式
合 計	18,975,600円		

熊川揚水機場整備補修工事



畑岡揚水機場整備補修工事



寺山揚水機場整備補修工事



●維持管理の状況

地 区	維 持 管 理 の 内 容	金 額	附 記
登米市石越町地内 外	館前ポンプ設置工事 外244件	103,999,968円	団体営造成施設 外

ご迷惑をおかけしますが、ご協力をお願いします。

追川上流土地改良区発注の工事を行っております。

ご注意ください

当改良区発注の工事では、左のような看板を設置しております。工事現場には、重機やトラック等が頻繁に出入りし、大変危険ですので、近づくまいようご協力をお願い致します。



漏水補修



用水路目地補修



用水路布設替え



取水ゲート補修



パイプライン補修

2 工事の施行状況

●本年度団体営事業の概要

①農業基盤整備促進事業

工 事 名	事 業 費	工 事 場 所	工 事 内 容
迫川上流(4)外1地区 区画拡大・暗渠排水工事	52,914,600 円	栗原市一迫地内 外	(1)区画拡大 A= 6.33ha、暗渠排水 A=2.0ha (4)暗渠排水 A=30.4ha
実施設計書作成業務	3,299,400 円	上記地区	工事実施設計書作成 N=1 式
合 計	56,214,000 円		

【区画拡大】



【暗渠排水】



※平成28年度からの繰越事業となります。



【真空ポンプ】



【封水弁】

②土地改良施設機能診断事業

工 事 名	事 業 費	工 事 場 所	工 事 内 容
石越南部第一揚水機場 整備補修工事	6,912,000 円	登米市石越町南郷地内	真空ポンプ(φ40mm×5.5kw)更新 N=2台 小配管設備 N=1式
年次計画等作成業務	453,600 円	上記地区	工事実施設計書作成 N=1 式
合 計	7,365,600 円		

3 県営事業の進捗状況

県 営 事 業 名	事 業 費	工事場所	工 事 内 容	進 捗 率
沼田・八木地区農業競争力強化基盤整備事業	425,444,000 円	栗原市地内	区画整理 A=38.3ha	72.0%
大目地区農業競争力強化基盤整備事業	124,000,000 円	栗原市地内	工事費・設計費一式	4.6%
合 計	549,444,000 円			

第3. 事務の経過

●会議の件数

会 議 名	件数	会 議 名	件数	会 議 名	件数	会 議 名	件数
総 代 会	2回	監 事 会	4回	総務委員会	3回	その他委員会・会議	105回
理 事 会	9回	監 査	2回	事業管理委員会	6回		

第4. 経理の状況

●施設維持管理の状況

会 計 名	維持管理経費	附 記
一般会計	194,829,256 円	国営施設管理費、県営施設管理費、末端施設管理費 外
外 14 特別会計	99,596,486 円	水路工事・施設管理費、施設電気料 外

●借入金

地区	種別	借入先	借入年月日	利率	借入金総額	償還期限	当年度償還額	未償還額
沼田・八木地区	農業基盤整備資金	日本政策金融公庫 (仙台支店)	H30.3.28	0.45%	5,318,000 円	H50.1.10	0 円	5,318,000 円
	担い手育成農地集積資金			—	26,590,000 円		0 円	26,590,000 円
大目地区	農業基盤整備資金	日本政策金融公庫 (仙台支店)	H30.3.28	0.45%	1,550,000 円	H50.1.10	0 円	1,550,000 円
	担い手育成農地集積資金			—	7,750,000 円		0 円	7,750,000 円

●一時借入金 なし

●賦課金の納入状況 (平成30年5月31日現在)

項	目	調定額	徴収額	未納額	徴収率
一般会計 外 13 特別会計	経常賦課金	191,726,406 円	189,641,120 円	2,085,286 円	98.9%
	事業費賦課金	102,283,261 円	101,107,061 円	1,176,200 円	98.8%
合 計		294,009,667 円	290,748,181 円	3,261,486 円	98.8%

平成30年度事業計画

■土地改良施設維持管理適正化事業

本年度は3施設で事業費合計25,535千円の適正化事業が実施されます。事業の実施予定時期は10月～3月となっており、実施施設及び事業内容については次のとおりです。

施設名	小谷地揚水機場	東部揚水機場	平館除塵機
	登米市石越町北郷字新西地内	登米市石越町東郷字五町谷地地内	栗原市一迫字平館地内
現況写真			
工事内容	主ポンプオーバーホール N=2基 (着脱式水中ポンプ φ200mm×11kw)	主ポンプオーバーホール N=2基 (着脱式水中ポンプ φ300mm×45kw)	除塵機オーバーホール N=1基 (ロータリーレーキ式除塵機)

■農業水路等長寿命化・防災減災事業

この事業は、農業生産活動の基盤となる農業水路等の農業水利施設が、将来にわたってその機能を安定的に発揮できるよう、適時・適切な長寿命化対策や防災減災対策を実施することにより、農地や農業用施設を健全な状態に保つとともに、更なる省力化やコスト低減などを目的としており、当土地改良区では下記の工事を実施します。

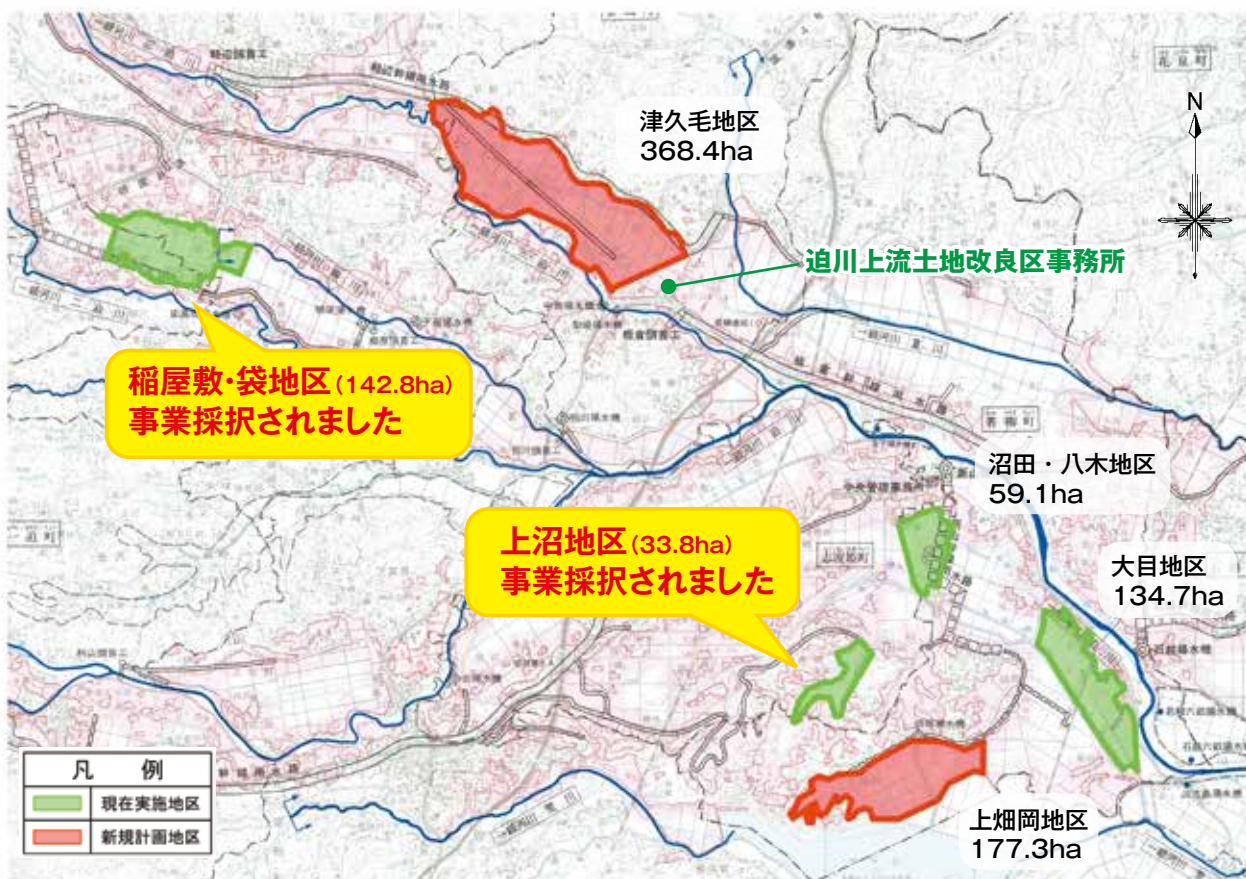


工 事 名	工 事 場 所	工 事 内 容
荒砥沢発電所(水車及び発電機) 整備補修工事	栗原市栗駒文字荒砥沢 地内	発電機オーバーホール N=1式 水車オーバーホール N=1式 流量計更新 N=1式

■農業競争力強化基盤整備事業（農地整備事業〔経営体育成型〕）

平成30年6月に稲屋敷・袋地区、上沼地区の両地区が事業採択されたことにより、現在4地区を実施し2地区が新規計画地区となっています。

新規計画地区の津久毛地区は平成31年度、上畑岡地区については平成33年度を事業採択目標に、現在推進委員会等を開催し鋭意推進中です。



実施地区における施工状況及び施工計画は次の通りとなっています。

地区名	年度	平成30年度	平成31年度予定
沼田・八木地区		面工事 43.8ha 機場設備工事	暗渠排水工事 57.7ha 補完工事 一式
大 目 地 区		面工事 6.1ha 送水管工事	面工事 27.6ha
稲屋敷・袋地区		実施設計	面工事 53.9ha
上 沼 地 区		実施設計	面工事 33.8ha

土地改良事業功労者が表彰される

○役員の部

理 事 高 橋 義 雄
理 事 加 藤 忠 良

○職員の部

課長補佐 菅 原 猛 夫
係 長 新 田 恵 子

平成30年7月23日に開催された水土里ネットみやぎ北部支部第9回通常総会において、長年にわたり土地改良事業の実施推進に尽力し、また、土地改良区運営に大きく寄与した功績を称えられ、当土地改良区から4名が表彰されました。

国営造成施設管理体制整備促進事業（管理体制整備型）

都道府県と市町村が連携を図り、国営造成施設又はこれと一体不可分な国営附帯県営造成施設を管理する土地改良区等を対象として、管理体制整備計画の更新及び管理体制整備の推進活動、管理体制の整備・強化に対する支援の実施を通じて、多面的機能の発揮及び環境への配慮、安全管理の強化、地域防災、水管理の担い手の育成・確保に対応した管理体制の整備を図ることを目的とした事業です。

景観形成活動 ～花いっぱい運動～

地域の方との共同作業



平成 30 年 10 月 24 日、栗原市立金成小中学校を会場に景観形成活動（花いっぱい運動）を実施しました。主催は迫川上流地区管理体制整備推進協議会で宮城県北部地方振興事務所栗原地域事務所、宮城県土地改良事業団体連合会、栗原市を迎え、小中学校の 3 年生・7 年生（中学 1 年）と地域の方々の、総勢 141 名で植栽活動を行いました。

グリーンアドバイザー※の佐藤千恵さんから植栽についての注意点を、実演を交えながら楽しく説明してもらい、今回は寒さに強いパンジー、ビオラ、葉ボタンを 203 個のプランターにみんなで力を合わせて植栽しました。

完成したプランターは学校の入口を流れる水路沿いに並べて、参加者全員で記念撮影したあと、地域を流れる軽辺用水路沿いにも設置しました。



軽辺用水路沿いに設置



3年生と7年生の共同作業



さあ、どうなるかなあ～？

※植物の育て方についての正しい知識や、園芸・ガーデニングの魅力と楽しさを伝えることのできる人

2018 栗原市民まつり に出展

猛暑でもたくさんの方が来場



クイズに挑戦してみませんか？

農業用水利施設の多面的機能をたくさんの方々に知っていただくため、イオンスーパーセンター栗原志波姫店を会場に開催された『栗原市民まつり』に出展しました。

パネル展示やパンフレット配布、更に簡単なクイズを通して、農業用水利施設には私たちの生活を支えている、さまざまな働きがあることを紹介しました。



これが「水土里の恵みカード」です

ブースの一角には宮城県北部地方振興事務所栗原地域事務所も参加して、栗原市内のほ場整備事業状況のパネル展示や、“水土里の恵みカード”の配布、「栗原 NN 通信」の PR も行いました。

用水施設管理ポスター 入選作品紹介



最優秀賞 菅原蒼一さん

このポスターは迫川上流地区管理体制整備推進協議会（事務局：迫川上流土地改良区）が水路への不法投棄防止に対する啓発のため募集したものです。

国営造成施設管理体制整備促進事業

「大規模災害時における情報共有ネットワークに関する協定」締結

この協定は、宮城県内において国営造成施設管理体制整備促進事業（管理体制整備型）を実施している8地区、8土地改良区において、大規模な災害等が発生し、単独の土地改良区では十分な災害対策等の実施が困難な場合、情報を共有することにより、被災した土地改良施設の迅速かつ円滑な復旧の実現を目的として、あぶくま川水系角田地区土地改良区、亘理土地改良区、名取土地改良区、迫川沿岸土地改良区、北上川沿岸中田地区土地改良区、河南矢本土土地改良区、大崎土地改良区、迫川上流土地改良区の8土地改良区間で締結したものです。



平成29年12月22日に
行われた調印式

視 察 研 修

～ 山形県米沢平野土地改良区の皆さん ～

平成30年11月8日 来所



はたるホールでの研修

土地改良区の組織運営及び土地改良施設の維持管理等について研修するため、佐貝全健理事長をはじめ水利整備委員、維持管理委員及び職員の計24名が来所されました。

はたるホール（栗原市金成総合支所内）で講義研修を行い、その後、沖富調整池の現地視察を行いました。



沖富調整池視察

合併予備契約調印式挙行

平成30年5月23日、迫川上流土地改良区と真坂土地改良区の合併予備契約調印式が執り行われました。

今回の合併で、迫川上流地区の土地改良区統合が成され、面積 10,597ha、組合員 7,513 名の迫川上流土地改良区となります。今後は、土地改良区の経営基盤の強化を図ると共に、用排水施設の維持管理体制の充実、行政、農業関係機関との連携強化、事務体制の充実、経費節減など、多面にわたり組合員の皆様へのより一層の、細やかな対応が可能となるよう努めてまいります。

※面積・組合員数は平成30年3月31日現在。



【合併予備契約書の披露】

平成30年11月30日付で、東北農政局長より合併認可！

第41回全国土地改良大会 宮城大会が開催されました

～先人の意志を受け継ぐ「伊達の地」に 水土里の絆 復興の歩み～



【式典の様子】

平成30年10月16日、宮城県総合運動公園（グランディ21）を会場に、全国水土里ネット及び水土里ネットみやぎ主催で、第41回全国土地改良大会 宮城大会が開催されました。本大会は県内外から6,040名の土地改良関係者が参加し、農業・農村の重要性と「農」や「食」、「環境」を支える基盤となる土地改良事業（農業農村整備）の価値や役割を広く国民に理解していただくとともに、東日本大震災から復興した本県の農業・農村の姿を、国民、農業者、水土里ネット、行政関係者など広く全国に発信することを目的としています。当土地改良区からは大型バス2台に分乗して役員、総代など92名が出席し大会を盛り上げました。また、17日、18日には事業視察が実施され、当地区では栗駒山麓ジオパーク（荒砥沢ダム）の視察が行われました。

土地改良区からのお願いとお知らせ

賦課金は納期内に納めましょう

賦課金は賦課基準日（毎年 5 月 1 日現在）の土地原簿記載地積により賦課させて頂いています。賦課金納入通知書には当該年度に納めて頂く賦課金合計額が記載され、その内訳が期別・賦課基準別に記載してあります。また、全ての賦課種別・賦課金単価も記載してありますので参考にして頂きたいと思います。

納付書は、前期分と後期分を同時に発行しており、現金で納入される方は前期分と後期分を一括で納入することも可能です。

なお、賦課金は納期限が過ぎますと、過怠金として督促手数料及び延滞金（年 14.6%）が納期限翌日から日々加算されますので、期限内に納入くださいますようお願い致します。

賦課金の納入はJAの口座振替をご利用ください

手続き方法は？

JA窓口（JA栗っこ各支店、JAみやぎ登米石越支店、JAいわて平泉花泉支店）または土地改良区で手続きができます。貯金通帳及び届出印をご持参の上、「口座振替依頼書」に必要事項を記入し申し込み下さい。

振替できなかった場合は？

残高不足等で口座振替ができなかった場合は、現金で納入する納付書を郵送致します。左記JA窓口または土地改良区で直接納入して頂くことになります。

指定口座に変更が生じた場合は？

指定口座の名義変更・口座番号の変更等が生じた時は、上記JA窓口または土地改良区へ届出をお願い致します。

残高確認について

口座振替日は前期・後期ともに一回限りですので、振替不能とならないよう、口座振替日前日までに必ず貯金残高の確認をお願い致します。

他の納入方法として、**郵便局からの振込も可能**ですので、ご希望の方は**総務課賦課徴収係**までお問い合わせ下さい。

☎ 0228-24-7643

領収書の発行について

口座振替の方の領収書につきましては、毎年 12 月に前期・後期分をまとめて発行しております。この領収書は確定申告等の際に必要となりますので、大切に保管して頂きますようお願い致します。

こんなときは土地改良区にも届出を！

毎年、

賦課金納入通知書
発行後に「土地の権利移動をした」「土地の面積が違う」「組合員名義が違う」等の問い合わせが
多数あります。

関係する市町村の農業委員会等への届出、登記が完了しても、
土地改良区への届出がなければ台帳の修正は行われません。

届出用紙は土地改良区に備え付けてあるほか、迫川上流土地改良区の
ホームページ (<http://www.hakuue.jp>) からダウンロードができます。



◆農地を売買または交換並びに
贈与したとき

◆農地を賃貸借した または
賃貸借を解除したとき

◆農業者年金の受給または
後継者へ経営を移譲したとき

◆組合員の方が亡くなったとき

◆住所を変更したとき

とくそう
『組合員資格得喪通知書』
での届出が必要

迫川上流

検索

◆農地を宅地等に転用するとき

◆畑等に地目変更するとき

◆公共事業等で
農地が買収されたとき

『農地転用等の通知書』
『地区除外申請書』
での届出が必要

～土地改良法 第43条～

(組合員の資格得喪の通知義務)

土地改良区の地区内の土地の全部又は一部について組合員た
る資格を取得し、又は喪失したものがあつた場合には、その者は、
その旨をその土地改良区に通知しなければならない。

平成30年度の決済金額

決 済 金 種 別	1,000㎡当り
県営かん排迫川上流3期地区(一迫川沿岸地区)	8,600円
川南地区県営ほ場整備	2,300円
県営かん排迫川上流地区(石越地区)	5,000円
県営石越南部地区ほ場整備	9,700円
県営石越北部地区ほ場整備	16,000円
県営南谷地地区ほ場整備	2,200円
石越地区維持管理(ほ場整備区域) 田	34,000円
石越地区維持管理(ほ場整備区域) 畑	6,800円
石越地区維持管理(ほ場整備区域外) 田	13,600円
石越地区維持管理(ほ場整備区域外) 畑	2,720円

地区除外決済金
の納入も必要となります。

県営かんがい排水事業や、ほ場整備事業などの土地改良事業の事業費の内、地元負担分は借入金(賦課金)によってまかなわれており、毎年組合員皆さんから賦課金として納入頂いています。農地の転用、公共用地買収などにより地区除外されると、その土地の償還金や維持管理費等を残った土地で負担しなければならなくなり、残りの組合員の方々の負担増となってしまいます。それらを解消するため、その土地の負担相当分(これから支払うべき償還金等)を決済の対象とし、決済金を徴収することになっています。

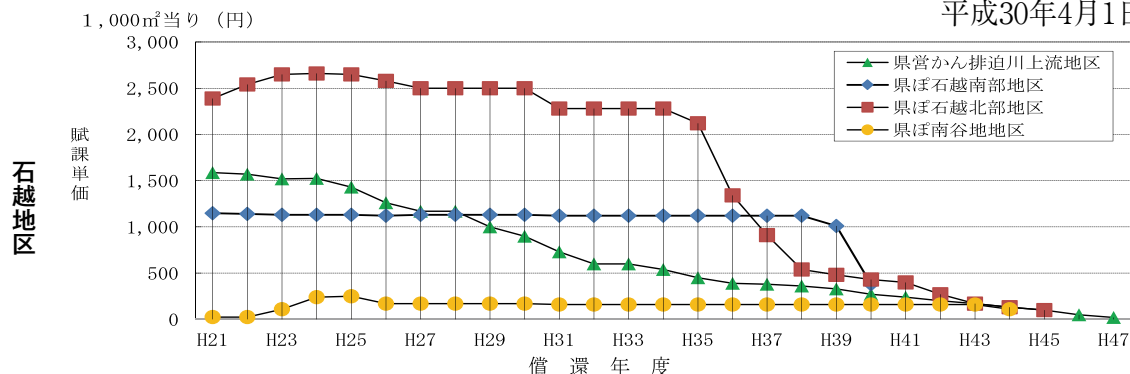
この決済金を納入しないと、いつまでも従前の面積のまま
賦課されることになりますので、ご注意ください。

各種土地改良事業費賦課金(地元負担金)のお知らせ

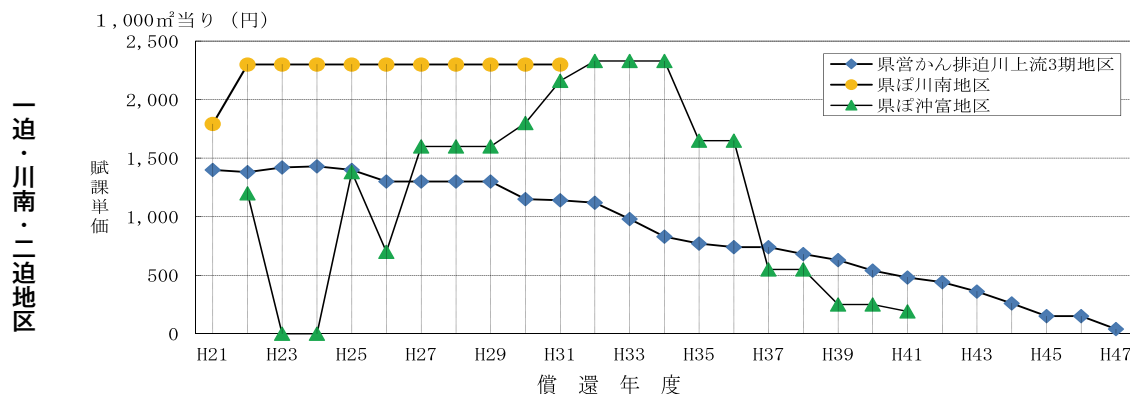
平成21年度から平成30年度までは実績賦課単価を示しています。算出された賦課単価は、事業計画に基づく概算予定額ですので、今後の参考にさせていただきたいと思います。

当土地改良区では後期特別賦課金として徴収させて頂いておりますが、通常総代会において事業費繰上償還金額及び徴収方法についてを提案し承認された場合、支払完了予定年度を待たずに、一括繰上償還が可能となりますので申し出下さい。

平成30年4月1日現在



【かん排迫川上流石越地区】	支払完了予定	平成47年度	・残償還額 59,895,052円で支払償還年度別の賦課単価を表示しています。
【県ぼ石越南部地区】	支払完了予定	平成40年度	・残償還額 61,079,719円で支払償還年度別の賦課単価を表示しています。
【県ぼ石越北部地区】	支払完了予定	平成45年度	・残償還額 55,431,955円で支払償還年度別の賦課単価を表示しています。
【県ぼ南谷地地区】	支払完了予定	平成44年度	・残償還額 4,417,708円で支払償還年度別の賦課単価を表示しています。



【県営かん排迫川上流3期地区】	支払完了予定	平成47年度	・残償還額 322,343,397円で支払償還年度別の賦課単価を表示しています。
【県ぼ川南地区】	支払完了予定	平成31年度	
【県ぼ沖富地区】	支払完了予定	平成41年度	・残償還額 12,615,617円で支払償還年度別の賦課単価を表示しています。



滞納賦課金は新組合員の負担になります!!

滞納賦課金は土地改良法第42条(権利義務の承継)の規定に基づき、農地を取得した新組合員に支払の義務が生じます。

農地の売買等の契約をされる場合は、滞納賦課金があるかを確認し、後で問題が起きないように互いに十分話し合ってください。

滞納処分(財産差押え)の実施

賦課金の滞納は土地改良法に基づき、地方税の滞納処分の例により認可を受けて理事が処分執行することになります。納入が滞ってしまうと滞納額が大きくなり一度に支払うことが困難となり、土地改良区の業務運営等にも支障を来すことになります。

滞納者には電話連絡・戸別訪問を行いながら納入の督促をしておりますが、それでも難しい場合は、やむを得ず財産の差押えに踏み切っております。

納付の相談は土地改良区事務所にて随時対応しておりますので、総務課賦課徴収係までお気軽にご相談下さい。

用水管理について

近年は晩期栽培の定着や作付品種の多様化により、田植えの時期が長くなっています。

土地改良区としては、河川管理者から許可されている **許可水利権以上**に取水することは許されません。そのため、組合員皆様方のご要望に対して十分お応えできないのが実状です。『水』は、組合員皆さんの財産です。下流末端の方々は毎年用水に苦慮しています。



- 1 “田んぼに水を掛け終わったら、必ず水口を閉める”
- 2 “用水を掛ける時は、下流にも流れるように調整”
- 3 “『無駄な水は流さない』を徹底”

に注意して、ご協力をよろしくお願いいたします。

水利権は厳守します!!



**大雨・河川の増水時は
用水を停止します**

大雨や台風等が予想される場合、災害防止の観点から事前に用水を停止しております。
雨が止んでも河川の状況や下流部の排水の状況により、すぐには通水できないことがありますのでご理解とご協力をお願いします。

給水栓の水が止まらない!?

給水栓にゴミなどが詰まり、用水が完全に止まらなくなる事があります。その際は一度給水栓を**全開**にしてゴミを排除してください。また、地区によっては県営ほ場整備事業完了から10年以上経過しており経年劣化等により、パイプの接合部分が水圧に耐えきれず抜けたり、割れたりして顔等に飛びケガをする事故が心配されます。

安全のため、給水栓を操作の際は**顔などを近づけないよう**ご注意ください。



ゴミ詰まり



ゴミ詰まり解消



毎年、用水時期になりますと、農業用水路に刈った草やゴミがたくさん流れて来ます。その結果水門及びゲート等にゴミが溜まり、流れが悪くなったり水路から水があふれる等、用水路のゴミの苦情が相次いでおります。

農業関係者だけでなく近隣の方々にも声をかけて「**用水路へのゴミ捨て禁止!**」にご協力いただきますようお願いいたします。

物損事故は届け出を!

自動車事故等により管理施設を破損した場合は、当事者の負担で復旧することになります。また、幹線用水路には年間通して用水が流れており、施設の破損状況によっては緊急を要するものもありますので必ず当土地改良区にご連絡ください。



☎0228-24-7643

雪捨て・雪寄せ注意!

用排水路への過度の雪捨ては、水路の閉塞による溢水事故の原因となります。また、施設への雪寄せは安全施設等の破損の原因ともなりますので、ご注意願います。

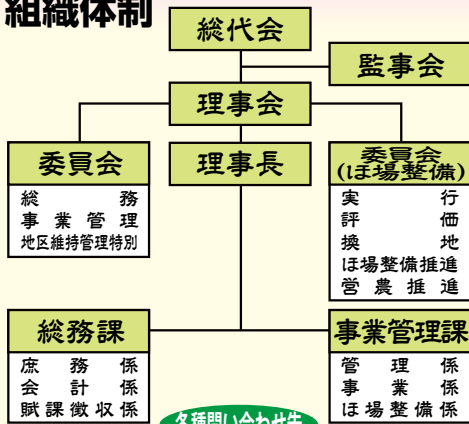
水難事故防止にご協力ください!!

近年、農業用水路・排水路及びため池等への転落による怪我や死亡事故等が多くなってきております。事故等の内容によっては訴訟問題となり、施設管理者の責任を問われるケースも起きています。管理者としても施設の安全管理に努めておりますが、歯止めが利かないのが現状です。大型機械化による転落事故も増えていることから、地域皆さんでの注意「**危ない!!**」の一声をお願いします。

近年、農業用水路・排水路及びため池等への



組織体制



☎0228-24-7643

総務課

- ・賦課金に関すること
- ・一括繰上償還に関すること
- ・土地の権利移動等に関すること

事業管理課

- ・用水・排水に関すること
- ・工事に関すること
- ・ほ場整備に関すること

事務所案内図

